

市民農園に関する情報公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県農林水産部果樹園芸課（以下、「果樹園芸課」という。）が、県内の市民農園に関する情報を広く発信し、その利用拡大を図るため、果樹園芸課ホームページ（以下、「ホームページ」という。）への情報掲載に関して必要な事項を定める。

(掲載対象となる情報)

第2条 ホームページに掲載すべき情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民農園の名称
- (2) 市民農園の所在地およびアクセス方法
- (3) 駐車場の有無（有の場合、駐車可能台数）
- (4) 一区画あたりの広さおよび総区画数
- (5) 一区画あたりの年間利用料
- (6) 利用期間
- (7) 利用対象者
- (8) 募集時期および募集方法
- (9) 主な付帯施設、設備
- (10) 問合せ先の名称、電話番号
- (11) PRコメント
- (12) PR用写真3枚まで
- (13) FAX 番号、メールアドレス、ホームページアドレス（任意）

(掲載の申出)

第3条 ホームページに情報掲載を希望する開設者（以下、「申出者」という。）は、申出書（別記第1号様式）および関係書類（別記第2号様式）を作成し、市町村を経由して果樹園芸課に提出するものとする。

(申出書の受理)

第4条 申出書を提出できる市民農園の要件は、次のとおりとする。

- (1) 特定農地貸付法、都市農地貸借法、市民農園整備促進法に基づき開設されたものや、農園利用方式のいずれかであり、毎年度、農林水産省が行う開設状況調査に該当するものであること。
- (2) 開設者本人からの申し出であること。
- (3) 申出時点で募集区画が存在するか、募集時期を明確にできること。

2 果樹園芸課は、前条に定める申出書の提出があったときは、内容を審査するとともに、前項に該当すると認めた場合は、申出書を受理するものとする。

3 果樹園芸課は、申し出のあった市民農園に関して、必要に応じて調査を行うことができ

る。

(情報の公開)

第5条 果樹園芸課は、申出書を受理した場合は、それらの情報をホームページへ掲載するものとする。ただし、公開する情報は必要に応じて果樹園芸課が制限できる。

(情報の変更)

第6条 申出者は、掲載情報に変更等が生じた場合は、速やかに、変更申出書（別記第3号様式）および関係書類（別記第2号様式）を作成し、市町村を経由して果樹園芸課に提出するものとする。

2 果樹園芸課は、前項の変更申出書を受理した場合は、ホームページへの掲載事項を変更するものとする。

(掲載の中止)

第7条 申出者は、情報の掲載を中止したい場合は、果樹園芸課に中止届（別記第4号様式）を提出するものとする。

2 果樹園芸課は、前項の中止届を受理した場合は、ホームページへの掲載事項を削除するものとする。

(申出者の責務)

第8条 申出者は、公開した情報に関する問い合わせがあった場合は、善良なる対応に努めるものとする。

2 申出者は、公開した情報に関する苦情や問題等が生じた場合、申出者自らが改善措置を講ずるとともに、果樹園芸課に速やかに報告するものとする。

3 掲載内容について、果樹園芸課に苦情や問い合わせがあった場合は、申出者が対処するものとする。

(収集情報の安全確保)

第9条 果樹園芸課は、第3条の規定に基づき申出者から提供のあった情報は、個人情報の漏えいの防止、その他個人情報の適切な管理に努めるとともに、目的外には利用しないものとする。

(情報公開の取消し)

第10条 果樹園芸課は、次に掲げる場合、情報の公開を取り消すことができる。

- (1) 当該市民農園が閉園した場合
- (2) 申出者が第3条に基づき申し出た内容に虚偽があった場合
- (3) 第8条に規定する申出者の責務を果たしていない場合

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、本取組に必要な事項については別に定めることができる。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 18 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。